

「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」の改正について

1. 教育訓練給付制度の概要

- 教育訓練給付制度は、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定及び再就職の促進を図るため、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった者（離職者）が、自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定する教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の2割（但し上限10万円）に相当する額を支給する制度である。
- 当該制度の対象となる教育訓練については、「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」（以下「指定基準」という。）に基づき指定を行っている。

2. 指定基準改正の趣旨

- 現行の指定基準は、指定の対象となる教育訓練の訓練期間を原則として1年以内としており、例外として高度の専門教育と認められる教育訓練については2年以内としている。
- 昨年10月の規制改革要望において、現行の指定基準では認められていない、訓練期間が3年間の看護師養成課程について、指定の対象となるよう指定基準の緩和が求められたところである。
- 当該看護師養成課程を修了した場合には看護師試験の受験資格を取得できるものであり、また、他の公的職業資格においても修了により公的職業資格の取得等が可能な3年間の養成課程が存在している。
- このような教育訓練は、雇用の安定や再就職の促進に寄与すると考えられることから、指定基準の訓練期間要件の一部緩和を行うことにより、指定講座の対象の拡充を図ることとする。
- 併せて、修了により同様の効果が認められる教育訓練については、訓練期間・時間要件の下限を撤廃するとともに、当該措置の対象となる教育訓練の明確化を図ることとする。

3. 改正内容

- 修了により公的職業資格が取得可能な教育訓練など、一定要件を満たす教育訓練については、
 - ① 訓練期間の上限の引上げ（2年→3年）
 - ② 訓練期間・時間の下限の撤廃（現行は1ヶ月かつ50時間以上等）の措置を講じ、併せて、
 - ③ 当該措置の対象となる教育訓練の明確化を図ることとし、指定基準の一部を別添のとおり改正する。

改正案	現行
<p>2 (2) 期間等</p> <p>教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、原則として、次に該当するものであること。ただし、<u>大学院修士・博士課程や、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格試験の一部免除となる課程については、3年以内（訓練の期間及び時間の下限なし）とする。</u></p> <p>イ 通学制 1ヶ月以上1年以内 であり、かつ、受講 時間50時間以上</p> <p>ロ 通信制 3ヶ月以上1年以内</p>	<p>2 (2) 期間等</p> <p>教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、原則として、次に該当するものであること。ただし、<u>高度の専門教育であって、労働者が就業と両立して教育訓練を受講することが可能であるもの</u>にあつては、概ね2年以内とする。</p> <p>イ 通学制 1ヶ月以上1年以内 であり、かつ、受講 時間50時間以上</p> <p>ロ 通信制 3ヶ月以上1年以内</p>

教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準は、次のとおりとする。

1. 教育訓練を実施する者が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
 - (2) 当該教育訓練を適切に実施するための組織、設備を有するものであること。
 - (3) 厚生労働省が行う調査等に協力し、並びに指導及び助言に従うものであること。
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 教育訓練の運営における不適正な行為等により指定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定による指定をいう。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）であった者で、その取消しの日から5年を経過しないものを含む。）であること。
 - ロ 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員のうち、イに該当する者があること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であること。
- (5) 教育訓練給付制度の適正な実施に協力できるものであること。

2. 教育訓練が、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 内容等

次のいずれにも該当するものであること。

- イ 労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であつて、労働力需給の状況等にかんがみ、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。したがって、次に該当するような教育訓練は、対象とならないものであること。
 - (イ) 趣味的又は教養的な教育訓練
 - (ロ) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練
 - (ハ) 職業関係の免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの。
- ロ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (イ) 公的職業資格（資格、試験等であつて国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法律に基づいて実施するものをいう。以下同じ。）又は修士等の取得を訓練目標とするものであること。
 - (ロ) (イ) に準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なるものであること。

(2) 期間等

教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであつて、

原則として、次に該当するものであること。ただし、高度の専門教育であって、労働者が就業と両立して教育訓練を受講することが可能であるものにあつては、概ね2年以内とする。

- イ 通学制 1ヶ月以上1年以内であり、かつ、受講時間50時間以上
- ロ 通信制 3ヶ月以上1年以内

(3) 開始、修了及び検証

次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。
- ロ 教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。
- ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。
- ニ 当該教育訓練を修了した者における目標資格等（当該教育訓練が目標とする公的職業資格等をいう。以下同じ。）に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。

(4) 指導者

当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。

(5) 教材

当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。

(6) 実績

次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること。
- ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(7) 開放性

当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。

(8) 費用等

次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料（雇用保険法第60条の2第4項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。）の合計額が20,005円以上であること。
- ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であつて、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。
- ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。

(9) 明示書による公開等

イ 次に掲げるすべての事項が適切に公開されるものであること。

- (イ) 当該教育訓練に関する次に掲げる事項
 - i 当該教育訓練の内容及び目標
 - ii 当該教育訓練の受講者となるための要件
 - iii 当該教育訓練の受講の実績
 - iv 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法
 - v 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法
 - vi 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法
 - vii 当該教育訓練の目標の達成の状況
 - viii その他必要な事項
 - (ロ) 当該教育訓練の目標に関する情報
 - (ハ) 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項
 - (ニ) 当該教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者のすべてをいう。以下同じ。）の氏名及び所属（法人又は団体にあつては、名称及び所在地）
 - (ホ) その他必要な事項
- ロ イの（イ）及び（ハ）に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されるものであること。

- (10) 当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）について、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 次に掲げるすべての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。
 - (イ) 当該教育訓練に係る販売活動等（販売代理店等の行う販売活動等を含む。以下同じ。）の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。
 - (ロ) ロに規定する窓口等の業務を監督すること。
 - (ハ) ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。
 - (ニ) その他適正な販売活動等の実施を確保するために必要な業務
 - ロ 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるための窓口等が設けられていること。
 - ハ 販売代理店等について、次に掲げるすべての措置が講じられるものであること。
 - (イ) 販売代理店契約等の締結時等における厳正な審査
 - (ロ) 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備
 - (ハ) 販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知
 - (ニ) 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類、マニュアル類等の入手
 - (ホ) 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導
 - (ヘ) その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置
- ニ 当該教育訓練に係る販売活動等が次のいずれにも該当するものでないこと。
- (イ) 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。
 - (ロ) その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。